

## SNSを活用した協働事例の情報発信業務に係る企画コンペに関する質問への回答

令和4年8月12日

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	資料2 業務仕様書	1	2 業務の仕様に関する事項 (1) インフルエンサーの選定 ・ インフルエンサーは、県民運動に関心のある県内在住の若者（大学生から35歳程度）から16名程度を選定すること。	大学生と記載があるが、同じ年齢でも専門学校生・短大生・就職などの方は該当しないのか。	県民運動に関心のある県内在住の若者であれば、専門学校生、短大生、就職している方などをインフルエンサーとして選定しても構いません。
2	資料2 業務仕様書	1	2 業務の仕様に関する事項 (1) インフルエンサーの選定 ・ インフルエンサーは、県民運動に関心のある県内在住の若者（大学生から35歳程度）から16名程度を選定すること。	SNSは個人だけでなく、グループで運営しているところもある。その場合、団体や組織への依頼は可能か。可能な場合、投稿者が若者であれば可など、条件を教えてください。	受託者が、SNSを運営している団体や組織に依頼するとした場合、再委託という手法が考えられますが、その場合は、業務仕様書の「6 契約に関する条件」に定める、「再委託等の制限」、「再委託の相手方」等の規定を遵守いただく必要があります。 また、インフルエンサーについては、業務仕様書の「2 業務の仕様に関する事項」に定める条件を満たしていただく必要があります。
3	資料2 業務仕様書	1	2 業務の仕様に関する事項 (1) インフルエンサーの選定 ・ インフルエンサーの募集は受託者が行い、県に報告の上、選定すること。	応募時点でのインフルエンサーとの内諾は必要か。	応募時点でのインフルエンサーとの内諾は不要です。

4	資料 2 業務仕様書	1	2 業務の仕様に関する事項 (1) インフルエンサーの選定 ・ インフルエンサーの SNS フォロワー数は 100 人以上とすること。	一般的にインフルエンサーは 4 段階に分けられており、1 万人以下をナノ・インフルエンサーと定義する場合がありますが、この 100 人以上とした設定基準はどこにあるのか。一般ユーザーでも 100 人を超えている人は多いため、一般的にはフォロワー 100 人では一般 SNS ユーザーという印象が強い。県で定めるインフルエンサーの定義を教えてください。	本業務はボランティア・NPO・市民活動への参加割合が低い若年層を主なターゲットにしていますが、そのような方々に対し、県民運動への理解促進や参加・参画機運の醸成を図るためには、著名なインフルエンサーより、身近な存在が発信した方が県民運動への参加のハードルが低くなると考えており、そのようなことから 100 人以上のフォロワー数としたところです。
5	資料 2 業務仕様書	1	2 業務の仕様に関する事項 (2) 県民運動の取材及び SNS への投稿 ・ 作成した記事は、投稿前に県からの内容確認を経た上で定期的に投稿すること。	80 件の投稿について、文字数やボリュームの指定はあるか。	投稿する記事の文字数やボリュームについて指定はありませんが、投稿記事を読覧した県民が、県民運動に興味を持ち、具体的な行動につながるような記事を提案するようお願いいたします。
6	資料 2 業務仕様書	2	2 業務の仕様に関する事項 (2) 県民運動の取材及び SNS への投稿 ・ 投稿記事の件数は、80 件以上とすること。	投稿記事数のカウントは、インフルエンサーが個々で県民運動について 80 記事以上投稿、もしくは同じ記事をインフルエンサーに 80 記事以上投稿依頼、のどちらとなるのか。	投稿記事は、インフルエンサーに県民運動を取材してもらい、それぞれで記事を作成してもらうこととしています。また、投稿記事数のカウントは、各インフルエンサーが投稿した記事の総数とします。
7	資料 2 業務仕様書	2	2 業務の仕様に関する事項 (2) 県民運動の取材及び SNS への投稿 ・ 投稿記事の件数は、80 件以上とすること。	上記の内容が個々に 80 投稿以上であった場合、インフルエンサーが他のインフルエンサーの投稿を「リツイート」「シェア」などした場合は、投稿としてカウントされるのか。 あくまでも個人のオリジナル投稿のみとなるのか。	投稿記事数のカウントは、各インフルエンサーのオリジナル投稿のみを対象とします。 「リツイート」「シェア」などは、カウントしません。

8	資料2 業務仕様書	2	2 業務の仕様に関する事項 (2) 県民運動の取材及びSNSへの投稿 ・ 投稿記事の件数は、80件以上とすること。	昨今のSNSの情勢を鑑みると、若者に届けるためにはTikTokやYoutube等の動画の利用も適正と感じる。記事の件数に、動画の本数を含めることはできないか。	投稿するSNSの種類は問わないこととしており、投稿記事を閲覧した県民が、県民運動に興味を持ち、具体的な行動につながるような内容であれば、動画の本数も含めることも可能とすることとします。
9	資料2 業務仕様書	2	2 業務の仕様に関する事項 (2) 県民運動の取材及びSNSへの投稿 ・ 投稿するSNSの種類は問わないものであること。	掲載するのはSNSでないと駄目か。具定例として、ブログやポータルサイトに記事を投稿し、それをSNSで拡散するという手法は認められるか。	投稿記事がより多くの県民の目に触れ、具体的な行動につながるような内容となるのであれば、質問のあった手法も可能とすることとします。
10	資料2 業務仕様書	2	4 組織体制・職員配置 業務の管理運営を行う者を1名配置すること。 その他、業務を遂行する能力を有する者を配置すること。	業務を遂行する能力を有する者とは、「インフルエンサー16名程度」という認識で良いか。	業務を遂行する能力を有する者とは、「インフルエンサー16名程度」ではなく、受託者の組織体制・職員配置として、本業務を遂行する能力を有する者の配置をお願いするものです。
11	(参考) 本県で展開されている 主な県民運動	1		県内では様々なNPOがあるが、県民運動の定義とは何か。活動内容や、その活動をしている団体などの指定はあるか。ボランティア・NPO・市民活動への参加割合を増やしていくには、動物保護や空き家問題に取り組む活動など、比較的身近にとらえやすいものを取り上げるという手法もあるが、これらは県民運動に含まれるのか。	県民運動とは、企画コンペ実施要領にあるとおり、「全県的な目標・課題に関する多様な主体が連携した取組」と定義しており、基本的には本書に記載している県民運動を主な対象と想定しています。 なお、業務仕様書にあるとおり、取材を行う県民運動は、県と相談して決めることとしており、具体の取材内容についてはその中で検討することとしています。